

各単位団代表指導者様

さいたま市スポーツ少年団本部

スポーツ少年団登録について

秋冷の候、貴団におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、スポーツ少年団活動の振興に御尽力賜り厚くお礼申し上げます。

スポーツ少年団としての登録構成についてはスポーツ少年団登録規程細則に基づき指導者2名以上、団員10名以上となり、**登録指導者のうち2名以上は「スポーツ少年団の理念を学んだ者」**である必要がございます。

今年度に限り上記に該当しない場合であっても条件付きで登録が認められた単位団が複数ございましたが、日本スポーツ少年団本部の指導により、来年度は「理念を学んだ指導者」が1名以下の単位団の登録が認められなくなります。規程に沿っていない単位団におかれましては、今年度中に資格取得等の手続きをお願いいたします。

なお、「理念を学んだ指導者」該当するのは以下のとおりとなりますので今一度ご確認ください。

- (1) 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者 **(※1)** で、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格または JBA・JFA の C 級以上のコーチライセンスを保有している者
- (2) スタートコーチ(ジュニア・ユース)資格保有者
- (3) 令和元(2019)年度以前にシニア・リーダーとして資格認定され令和5(2023)年度まで引き続き登録を行っていた者で日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格または JBA・JFA の C 級コーチライセンスを保有している者
- (4) 令和2(2020)年度以降にシニア・リーダーとして資格認定され資格が有効である者で日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格または JBA・JFA の C 級コーチライセンスを保有している者

※1 令和元(2019)年度にスポーツ少年団認定育成員・認定員の資格を保有していた者であることを確認する方法は当協会の HP に掲載されている資料を確認し、次のとおりご対応ください。

- ① 旧認定員資格が失効している場合はスタートコーチ(ジュニア・ユース)資格を新たに受講取得してください。
- ② 旧認定員資格は失効していないが、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格(JBA・JFA の C 級以上のコーチライセンスを含む)を保有していない場合はスポーツコーチングリーダーへの移行申請(免除申請)を行ってください。→来年度の登録に間に合わせるためには令和6(2024)年11月30日までの申請が必要となりますが、手続きに時間を要する場合がございますのでお早めに申請していただきますようお願い申し上げます。

公益財団法人さいたま市スポーツ協会
さいたま市スポーツ少年団
〒338-0835 さいたま市桜区道場4-3-1
サイデン化学アリーナさいたま内
TEL : 048-851-6250
FAX : 048-851-6253
info@saitamacity-sports.or.jp
https://www.saitamacity-sports.or.jp
担当：齋藤、三浦